

# 個人1

受 令和 8 年 6 月 2 日  
付 午前・午後 9 時 00 分

## 一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 8 年 6 月 2 日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 谷口 武司

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により6月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項 (大項目) ごとに一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項 (大項目) ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。





質問事項 No. 1-2	初期消火の重要性と街頭消火器について
要 旨	<p>近年の住宅事情として、2025年の4月から新築住宅に対して「省エネ基準（断熱等級4）」への適合が義務化されました。つまり住宅はより高気密、高断熱へ進化しています。高断熱化は石油化学製品の断熱材を多用することにつながっています。また、窓が少なく、高気密な住宅内は、住人のプライバシーの保護に寄与する一方で、住宅内外の情報を遮断することにもつながります。</p> <p>こと、住宅火災だけで特化すれば、住宅用煙感知器や熱感知器の通報音を近隣の方が気付く可能性が低くなると思われます。となれば、街頭消火器を近隣の方が家主が助けを呼ぶ前に持って駆けつける確率もこれからは順次下がっていくのではないかと思われます。</p> <p>将来の可能性は一旦置いておきます。</p> <p>公共施設や商業施設、工場などに対しては、消火器の設置基準が消防法により義務付けられていますが、住宅に対する設置基準は有るのでしょうか。地域の安全安心のシンボル街頭消火器の設置基準についてお伺いします。</p> <p>(2) 消火器設置の法的根拠について</p> <p>ア 消防法による消火器の設置基準はどこまで包括しているか</p> <p>イ 本市における街頭消火器の設置要綱や管理及び運営要綱は有るか</p> <p>(3) 街頭消火器の今後について</p> <p>(4) 大規模災害時の備えについて</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

